

司法院釈字第362号（1994年8月29日）*

争 点

民法における重婚無効の規定は違憲か。
(民法重婚無効之規定違憲?)

キーワード

重婚無効、信頼保護の原則（信頼保護原則）、確定判決、善意かつ無過失（善意且無過失）

解釈文：民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会的秩序を維持するためのものであり、一般的な状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、もしも前の婚姻関係が既に確定判決により消滅しており、第三者は善意かつ無過失で当該判決を信頼して前婚姻の一方当事者と結婚する場合は、たとえ当該判決が後に変更されることにより後の婚姻は重婚となるという、こうした状況は一般的な重婚とは異なることから、当該後の婚姻の効力は、信

頼保護の原則に基づき、依然維持されるべきである。上述した規定には、かような特殊な状況が配慮されておらず、憲法が保障する人民の婚姻の自由および権利という趣旨には全く符合しないものであり、修正を検討するべきである。修正される以前の、上述した規定における確定判決を信頼することから締結される婚姻の部分は、その適用を停止するべきである。もしもこうした事情により前後の婚姻関係が同時に存在してしまったとするならば、重婚者の他方当事者は、当然に法律に定めるところ

*翻訳者：呉 煙宗・呉 厚子

により離婚を請求することができることを、ここに併せて指明しておく。

解釈理由書：民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会秩序を維持するためのものであり、一般的な状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、配偶者のいない婚姻適格者は、本来結婚の自由があり、他者もまたこの者と結婚する自由がある。この種の自由は、憲法二二条の規定により、保障されるべきである。もしも、当事者の前の婚姻関係が既に裁判所の確定判決（たとえば離婚判決）により消滅しているならば、当然の如く再婚することができ、後の婚姻の当事者が、結婚の自由に基づき婚姻を締結した後に、当該の確定判決がまた新たな法的手続き（たとえば再審）を経て変更されたことにより後の婚姻が重婚となってしまったものは、裁判所による前後の判決が相反するに至ったことから、これは一般的重婚の状況とは異なるものである。こうした前判決の

潜在的瑕疵は、必ずしも当初から後の婚姻当事者が明らかに知るまたは知り得ることができる瑕疵ではなく、第三者と前婚姻の一方の当事者とが結婚した時に（すなわち後の婚姻が成立した時）、もしもその瑕疵を明らかに知るまたは知り得ることができないものであるならば、それを善意かつ無過失とする。その当事者が確定判決への信頼により結婚した場合には、信頼保護の原則によるところ、当該後の婚姻の効力は憲法によって保障される人民（とくに女性）の結婚の自由が不測の損害に遭わないためにも、依然として維持されるべきである。そして、善意かつ無過失であるか否かは、すなわち事実認定の問題に属するもので、裁判所が証拠調べの結果を待ってから判断することであり、故にかような前後の判決が相反することによって構成される重婚については、また他の裁判所の判決手続きを経てからその無効をはじめで認定することができるものでなければならず、無効と判示されていないものは依然として有効である。上述した重婚無効の規定は

、かような特殊な状況が顧慮されておらず（確定判決への信頼による重婚の外に、なおもその他の類似する原因で至った重婚）、また相関事項に関しては、たとえば後の婚姻において生まれた子の身分等は、合理的規定がなされておらず（修正前の民法では重婚は取り消すことができるものとし、取り消しの効力は遡及効なしとし、それゆえに子の身分は問題にならず、現行民法第九九九条の一は、単に子の後見の問題を解決するだけではまだ不十分である）、憲法が人権を保障する趣旨には、未だ全く一致しておらず、検討と修正を加えるべきである。修正前における、上述した民法の規定は前述した善意かつ無過失の第三者が確定判決への信頼によって締結する婚姻の部分に対して、その適用を停止するべきである。もしもこうした事情により前後の婚姻関係が同時に存在してしまったとするならば、重婚者の他方の当事者は、民法第一〇五二条第一項第一号または第二項に定めるところにより離婚を請求することができることを、ここに併せて指明しておく。

本解釈は、李鐘聲大法官による反対意見書がある。